

札幌市告示第 633号  
札幌市交通局告示第 35号  
札幌市水道局告示第 28号  
札幌市病院局告示第 16号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項に基づき、令和7年度において札幌市（交通局、水道局及び病院局を含む。）が調達する產品及び役務であって、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束（以下「協定等」という。）の適用を受けるものに係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加するものに必要な資格を定めたので、協定等並びに札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第2条第3項、同第14条第2項、札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年規則第79号）第3条（第14条において準用する場合を含む。）、札幌市交通局契約規程（平成4年交通局規程第17号）第2条第3項、同第14条第2項、札幌市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年交通局規程第11号）第3条（第14条において準用する場合を含む。）、札幌市水道局契約規程（平成4年水道局規程第9号）第2条第3項、同第14条第2項、札幌市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年水道局規程第11号）第3条（第14条において準用する場合を含む。）、札幌市病院局契約規程（平成18年病院局規程第32号）第2条第3項、同第14条第2項及び札幌市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年病院局規程第33号）第3条（第14条において準用する場合を含む。）に基づき、下記のとおり告示する。

令和7年2月13日

札幌市長 秋元 克広



札幌市交通事業管理者  
交通局長 芝井 静男



札幌市水道事業管理者  
水道局長 村瀬 利英



札幌市病院事業管理者  
病院局長 西川 秀



記

1 競争入札に参加できない者

次の各号のいずれかに該当する者は参加資格の審査を申請することができない。

(1) 特別の理由がある場合を除くほか、次のいずれかに該当する者

ア 契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 役員等（申出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申出者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質

的に関与している者を、申出者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(2) 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。ただし、その事実があった後、既に3年を経過した者、又はこれらの事由により既に札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)に基づく参加停止の措置を受けた者については、この限りでない。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ 競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 直前1期の決算(事業年度に基づく決算。当該期の会計期間が12月に満たない場合は直前2期の決算)における製造、販売、請負等の実績高がない者

(4) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者

(5) 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者

## 2 参加資格審査申請に必要な資格要件

(1) 別表1に掲げる業種に申請する者は、同表に掲げる資格要件を満たしていること。

(2) 「一般サービス業」のうち、中分類「12 建物清掃業」、「14 警備業」又は「15 建物設備等保守管理業」に申請する者は、次の要件を満たしていること。

ア 健康診断に関する労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の規定を遵守していること。

イ 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となっていることについて関係機関に届出を行っている者であること(ただし、届出を行う義務のない者を除く。)

## 3 申請できる業種

別表2に掲げる業種のうち、協定等の適用を受ける契約に係るものに限る。

#### 4 参加資格の審査

参加資格は、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領（平成14年9月18日財政局理事決裁）第7条に規定する経営規模等審査基準に基づき審査し、一般サービス業の中分類「12 建物清掃業」及び「14 警備業」（以下「格付けのある業種」という。）については等級区分に格付する。

なお、経営規模等審査基準に基づく審査数値は公表することがある。

#### 5 参加資格の審査基準日

申請日

#### 6 申請方法等

##### (1) 申請方法

下記(5)に掲げる書類を提出する方法による。

##### (2) 受付期間

告示日から令和8年3月31日（火）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）

##### (3) 受付時間

午前9時00分から正午まで及び午後1時00分から午後5時00分まで

##### (4) 受付場所

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所14階 財政局管財部契約管理課

##### (5) 提出書類等

下記ア～ソの書類を提出すること。ただし、すでに令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録のある者が、業種の追加を申請する場合はオ、キ～サ及びソについて省略できる。また、すでに上記2(2)に掲げる業種のいずれかに登録がある場合はス、セについても省略できる。

ア 資格審査申出書

イ 競争入札参加資格審査申請書（物品・役務）

ウ 申請書別紙

エ 添付書類一覧表

オ 誓約書

カ 登記事項証明書（個人の場合は身分証明書）等（写し可）

キ 納税証明書（市区町村税、消費税及び地方消費税）（写し可）

ク 委任状（契約締結権限等を委任する場合のみ）

ケ 使用印鑑届出書

コ 口座振替依頼書

サ 財務諸表（格付けのある業種に申請する場合は省略できないものとする。）（写し可）

シ 許可、免許、登録等の証明書（別表1に掲げる業種に申請する場合のみ）（写し可）

ス 労働基準監督署受付済の定期健康診断結果報告書（写し）又は労働安全衛生法に定める健康診断に関する申出書（上記2(2)の業種に申請する場合のみ。）

セ 別表3に掲げる雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入確認書類（上記2(2)の業種に申請する場合のみ。）

ソ 協同組合等組合員名簿（協同組合等のみ）（写し可）

(6) 申請において使用する言語

申請に使用する言語は日本語とする。なお、提出書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を付記又は添付すること。

7 参加資格の決定通知等

参加資格の審査の結果、参加資格を有すると決定したときは、競争入札参加資格認定通知書により通知し、参加資格を有しないと決定したときは、競争入札参加資格不認定通知書により通知する。

なお、協定等の適用を受ける契約に係る入札書を提出しなかった場合は、参加資格の認定を無効とする。

8 参加資格の有効期間

協定等の適用を受ける契約に係る入札書を提出した日から令和8年3月31日まで

有効期間満了後引き続き競争入札参加資格を得ようとする者は、次期の競争入札参加資格審査の告示に基づき申請すること。

9 参加資格の取り消し

上記1（(3)を除く。）に該当することとなったときは、参加資格を取り消す場合がある。また、次の各号に該当することとなったときも同様とする。

(1) 競争入札の参加資格申請において虚偽の申請をした者

(2) 法令の規定による許可、免許、登録等を必要とする場合において、当該許可、免許、登録等を有しないこととなった者

10 問い合わせ先

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課（電話 011-211-2152）

## ＜ 資 格 要 件 ＞

### ○ 資格が必要な申請業種と資格の内容について

申請業種に対応する必要な資格等を有していることが要件となります。

大分類	中 分 類		必 要 な 資 格 等
	小 分 類		
卸小売業	21 電力業		<p>電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 3 号に定める<b>小売電気事業者</b>である者。</p> <p>※<u>同法第 2 条の 4 第 2 項の規定による経済産業大臣通知の写しまたは資源エネルギー庁が公表している登録小売電気事業者一覧の該当ページを提出してください。</u></p>
	一般サービス業	14 警備業	
(2) 機械警備業		<p>警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 40 条に基づき北海道公安委員会に<b>機械警備業務開始届出書</b>を提出している者。 ※<u>機械警備業務開始届出書の写しを提出してください。</u></p>	
15 建物設備等保守管理業			
(3) 消防設備保守点検業		<p>札幌市火災予防条例（昭和 48 年条例第 34 号）第 69 条及び札幌市火災予防規則（昭和 48 年規則第 64 号）第 16 条第 15 号に規定する<b>消防設備業届出書</b>を消防長へ届け出ている者。 ※<u>消防設備業届出書の写しを提出してください。</u></p>	
20 除雪サービス業			
(1) 排雪運搬業		<p>貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 3 条に基づく<b>一般貨物自動車運送事業許可</b>を受けている者。（<u>協同組合等の場合は、組合又は組合員のうち 1 人以上が一般貨物自動車運送事業許可を受けていること。</u>） ※<u>一般貨物自動車運送事業許可書の写しを提出してください。</u> （<u>協同組合等の場合は、組合又は組合員（1 者）の許可書の写しを提出してください。</u>）</p>	
21 公園街路樹等管理業			
(1) 公園街路樹等管理業		<p>建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に基づく許可のうち、<b>造園工事業の建設業許可</b>を受けている者。 ※<u>建設業許可通知書の写しを提出してください。</u></p>	

## 業 種 分 類 表

大分類	中分類	小分類	取扱品目(業務)
製 造 業	1 一般機械器具製造業	(1) ボイラ・原動機	
		(2) 農業用機械	
		(3) 建設機械	
		(4) 事務用機械	
		(5) 特殊産業用機械	
		(6) その他一般機械器具	1:水処理機 2:空調機器 3:汚水処理機械類 4:給水機器 5:水道資材 6:油圧ホース 7:バルブ 8:エアフィルター 9:高圧ゴムホース
	2 電気機械器具製造業	(1) 発電用・送電用	10:制御盤 11:配電盤 12:変圧器 13:発電機 14:遮断機 15:受変電設備
		(2) 通信機械器具	
		(3) 電子計算機・同付属装置	
		(4) 電子応用装置	
		(5) 電気計測器	
		(6) 電子機器・通信機器用部品	
		(7) その他電気機械器具	16:街路灯
	3 輸送機械器具製造業	(1) 自動車・同付属品	17:架装部分 18:自動車エンジン 19:消防用車両
		(2) 鉄道車両・同部品	
		(3) 航空機・同付属品	
		(4) その他輸送用機械器具	
	4 精密機械器具製造業	(1) 計測器・測定器・分析機器・試験機	
		(2) 測量機械器具	
		(3) 医療用機械器具・医療用品	
		(4) 理化学機械器具	
		(5) 光学機械器具・レンズ	
		(6) その他精密機械器具	
	5 繊維製品製造業	(1) 繊維製品	20:テント 21:幕旗
	6 木材・木製品製造業	(1) 木材・木製品	
	7 家具・装飾品製造業	(1) 家具・装飾品	22:児童・生徒用机 23:児童・生徒用椅子
	8 紙・紙加工品製造業	(1) 紙・紙加工品	24:製図用紙 25:製図フィルム類

(別表2)

大分類	中分類	小分類	取扱品目(業務)
製造業	9 化学工業製品製造業	(1) 化学肥料	
		(2) 無機化学工業製品	
		(3) 有機化学工業製品	26:ビニール 27:ゴミ袋
		(4) 医薬品	
		(5) 油脂加工製品	28:洗剤
	10 石油・石炭製品製造業	(1) 石油・石炭製品	29:アスファルト
	11 皮革製品製造業	(1) 皮革製品	
	12 プラスチック製品製造業	(1) プラスチック製品	
	13 ゴム製品製造業	(1) ゴム製品	
	14 窯業・土石製品製造業	(1) ガラス・同製品	
		(2) セメント・同製品	30:ヒューム管 31:生コンクリート製品
		(3) その他窯業・土石製品	32:アスファルト混合物 33:アスコン
	15 鋼材・鉄鋼等製造業	(1) 鋼材・鉄鋼等	34:鉄蓋
	16 金属製品製造業	(1) 暖房装置・配管工事用付属品	
		(2) 建設用・建築用金属製品	35:フェンス(アルミ材を除く。) 36:鉄骨 37:ベランダ 38:橋梁鉄骨
		(3) 金属プレス製品	
		(4) その他金属製品	39:金属製くずかご 40:ガレージ 41:シャッター
	17 食料品・飲料製造業	(1) 食料品・飲料	
	18 出版・印刷業	(1) 出版	
		(2) 印刷	42:一般印刷 43:フォーム印刷 44:地図印刷 45:特殊印刷
		(3) 製本	
19 その他製造業	(1) 看板・標識		
	(2) 玩具・運動競技用具		
	(3) 他に分類されない製造業	46:印判 47:遊具 48:モニュメント 49:美術品 50:模型物	

(別表2)

大分類	中分類	小分類	取扱品目(業務)
卸 小 売 業	1 一般機械器具卸小売業	(1) ボイラ・原動機	
		(2) 農業用機械	51:トラクター 52:芝刈り機 53:スプリンクラー(消防用を除く。)
		(3) 建設機械	
		(4) 特殊産業用機械	
		(5) 消防用機械器具	54:屋内消火栓用ホース 55:防災資機材 56:消防車両用ホース
		(6) 厨房用機械器具	57:ガス器具 58:洗浄器具 59:消毒保管庫
		(7) 事務用機械器具	60:複合機 61:発券機 62:トナー
		(8) その他一般機械器具	63:スノーボール 64:空調機器 65:除雪機 66:レベリングマンホール 67:エアフィルター 68:水道資材 69:物置・プレハブ 70:ポリッシャー 71:バキューム
	2 電気機械器具卸小売業	(1) 発電用・送電用	
		(2) 通信機械器具	72:無線機
		(3) 電子計算機・同付属装置	73:パソコン 74:ルーター 75:デジタルカメラ
		(4) 電子応用装置	
		(5) 電気計測器	
		(6) 電子機器・通信機器用部品	
		(7) その他電気機械器具	76:音響映像機器 77:プロジェクター 78:電光板 79:信号機 80:回転灯 81:蓄電池
	3 輸送機械器具卸小売業	(1) 自動車・同付属品	82:大型特殊車両用タイヤ 83:普通自動車用タイヤ 84:大型自動車用タイヤ 85:乗用車(新車) 86:軽自動車(新車) 87:タイヤチェーン
		(2) 鉄道車両・同部品	
		(3) 航空機・同付属品	88:ヘリコプター 89:ヘリコプター部品
		(4) その他輸送用機械器具	90:オートバイ 91:スクーター 92:自転車 93:スノーモービル
	4 精密機械器具卸小売業	(1) 計測器・測定器・分析機器・試験機	94:水道メーター 95:ガスメーター
		(2) 測量機械器具	
		(3) 医療用機械器具・医療用品	96:CTスキャナー 97:X線装置 98:車椅子 99:輸液ポンプ 100:心電計 101:電動車椅子 102:介護用ベッド 103:除細動器 104:スピッツ管 105:ディスプレイ 106:ショックパンツ
		(4) 理化学機械器具	
		(5) 光学機械器具・レンズ	107:写真用品 108:顕微鏡 109:時計 110:カメラ(デジタルカメラは「2 電気機械器具卸小売業 (3) 電子計算機・同付属品」を参照)
		(6) その他精密機械器具	111:オゾン脱臭機 112:車椅子用昇降機
	5 繊維製品卸小売業	(1) 繊維製品	113:作業衣 114:防寒衣 115:制服 116:旗 117:国旗 118:横断幕 119:布団 120:毛布 121:寝袋
	6 皮革製品卸小売業	(1) 皮革製品	122:革靴 123:革手袋 124:ゴム長靴 125:ゴム手袋 126:雨衣 127:防水前掛け
	7 化学工業製品卸小売業	(1) 化学工業製品	128:凍結防止剤 129:融雪剤 130:塩び管 131:乳剤 132:ビニールシート 133:塩化カルシウム 134:ばいじん処理薬剤
8 医薬品・化粧品卸小売業	(1) 医薬品・化粧品	135:紙おむつ 136:医薬品	

(別表2)

大分類	中分類	小分類	取扱品目(業務)
卸 小 売 業	9 窯業・土石製品卸小売業	(1) セメント・同製品	
		(2) その他窯業・土石製品	137:砂利 138:碎石 139:火山灰 140:土 141:再生アスファルト 142:アスファルト混合物 143:滑り止め材 144:溜樹 145:黒鉛電極
	10 建築材料卸小売業	(1) 建築材料	146:木材 147:鋼材 148:レンガ 149:タイル 150:アルミサッシ 151:シャッター 152:単管 153:防球ネット 154:業務用テント 155:グレーチング
	11 燃料卸小売業	(1) 燃料	156:白灯油 157:プロパンガス 158:木炭 159:薪 160:潤滑油
	12 家具・建具・什器卸小売業	(1) 家具・建具・什器	161:机 162:椅子 163:パーテーション 164:カーテン 165:ブラインド 166:暗幕 167:移動式書庫 168:耐火金庫 169:畳
	13 金物・荒物・日用品卸小売業	(1) 金物・荒物・日用品	170:スツール 171:食器 172:スノコ 173:強化磁器食器 174:石けん 175:軍手 176:タオル 177:養生用クロステープ 178:家庭用洗剤 179:贈答品(食料品を除く)
	14 書籍・文房具・印判卸小売業	(1) 書籍・文房具・印判	180:図書館用書籍 181:その他書籍 182:新聞 183:紙 184:文房具 185:画材 186:封筒 187:映像DVD
	15 運動競技用具・遊具卸小売業	(1) 運動競技用具・遊具	188:公園遊具 189:コンビネーションマシン 190:運動着 191:スポーツ用靴 192:レジャー用テント
	16 がん具・娯楽用品・楽器卸小売業	(1) がん具・娯楽用品・楽器	193:きぐるみ 194:おもちゃ 195:邦楽器 196:洋楽器
	17 食料品・飲料卸小売業	(1) 食料品・飲料	197:食塩 198:茶 199:馬肉(動物用食肉) 200:冷凍鶏(動物用食肉) 201:米 202:贈答品(食料品) 203:非常食(五目御飯) 204:非常食(パンの缶詰) 205:非常食(クラッカー)
	18 農耕用品卸小売業	(1) 農耕用品	206:芝生 207:樹木 208:苗 209:花 210:人工芝 211:農薬 212:縄 213:むしろ 214:竹 215:街路樹用支柱 216:園芸用土
	19 再生資源	(1) 再生資源	217:自動車 218:自転車 219:鉄屑 220:非鉄屑 221:アルミ缶 222:不用古紙 223:新聞紙 224:木屑 225:タイヤ 226:廃油 227:レントゲンフィルム
	20 美術工芸品卸小売業	(1) 美術工芸品	228:美術品(絵画) 229:美術品(彫刻) 230:その他美術品 231:工芸品 232:トロフィ 233:カップ 234:盾 235:モニュメント
	21 電力業	(1) 電力供給業	
		(2) 電力購入業	
	22 その他卸小売業	(1) 他に分類されない卸小売業	236:仮設トイレ 237:動物等(鯉以外) 238:鯉

(別表2)

大分類	中分類	小分類	取扱品目(業務)
一般サービス業	1 運輸・通信業	(1) 道路旅客運送業	
		(2) 道路貨物運送業	239:引越し
		(3) 倉庫業	
		(4) 運輸に付帯するサービス業	240:旅行
		(5) 電気通信業	
		(6) その他運輸・通信業	
	2 洗濯業	(1) 普通洗濯業	
		(2) リネンサプライ業	241:貸しおむつ
		(3) その他洗濯業	242:寝具消毒・乾燥
	3 写真業	(1) 一般写真業	
		(2) 商業写真業	
		(3) 写真現像・焼付業	
	4 車両整備業	(1) 自動車整備業	
		(2) 特殊車両整備業	
		(3) 高速電車整備業	
		(4) 路面電車・索道整備業	
		(5) その他車両整備業	
	5 機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業	(1) 一般機械器具保守・修理業	243:ボイラ・原動機 244:農業用機械 245:建設機械 246:特殊産業用機械 247:消防用機械器具 248:厨房用機械器具 249:事務用機械器具
		(2) 電気機械器具保守・修理業	250:発電用・送電用機械器具 251:通信機械器具 252:電子計算機・同付属装置 253:電子応用装置 254:電気計測器 255:家庭用電気製品 256:照明器具
		(3) 精密機械器具保守・修理業	257:計測器・測定器・分析機器・試験機 258:測量機械器具 259:医療用機械器具・医療用品 260:理化学機械器具 261:光学機械器具・レンズ
		(4) 家具修理業	
		(5) 市有施設等小規模修繕業	262:火葬炉 263:遊具 264:塗装 265:屋根 266:防水 267:左官 268:建具 269:内装 270:畳 271:錠・鍵
		(6) その他保守・修理業	272:電車等の内外装 273:時計修理 274:楽器修理・調整・修正 275:黒板
	6 物品賃貸業	(1) 総合リース業	276:プレハブ 277:倉庫 278:トイレ
		(2) 産業用機械器具賃貸業	339:建設機械
(3) 事務用機械器具賃貸業			
(4) 自動車賃貸業		279:レンタカー(乗用車) 280:レンタカー(乗用車以外) 281:車両リース	
(5) その他物品賃貸業			

(別表2)

大分類	中分類	小分類	取扱品目(業務)
一 般 サ ー ビ ス 業	7 映画・ビデオ制作業、放送業	(1) 映画・ビデオ制作、配給業	
		(2) 映画・ビデオサービス業	
		(3) 放送業	
	8 情報サービス、研究・調査企画サービス業	(1) ソフトウェア業	
		(2) 情報処理サービス業	282:データ入力代行
		(3) 情報提供サービス業	283:不動産情報 284:交通運輸情報 285:気象情報 286:科学技術情報
		(4) その他情報サービス、研究・調査企画サービス業	287:市場調査 288:アンケート調査
	9 広告業	(1) 広告代理業	
		(2) その他広告業	289:イベント運営 290:パネル展運営
	10 速記・筆耕・複写業	(1) 速記・筆耕業	291:ワープロ入力請負
		(2) 複写業	292:青焼き・図面複写 293:地図複製 294:マイクロ写真 295:複写サービス(*申請にあたっては、手引き「申請業種に係る留意事項」を参照してください。)
	11 計量証明業	(1) 一般計量証明業	
		(2) 環境計量証明業	296:環境測定分析 297:作業環境測定分析 298:土壌汚染測定分析 299:水質汚濁測定分析 300:浮遊粉じん測定分析 301:放射能等測定分析
		(3) その他計量証明業	302:金属・鉱物分析 303:貨物以外の質量証明 304:環境以外の濃度計量証明
	12 建物清掃業	(1) 建物一般清掃業	
		(2) じゅうたんクリーニング業	
		(3) 高層外装清掃業	
	13 建物環境衛生管理業	(1) 室内空気環境測定業	
		(2) 水質検査業	
		(3) 貯水槽清掃業	
		(4) ねずみ・昆虫等防除業	
(5) 空気調和用ダクト清掃業			
(6) 排水管清掃業			
14 警備業	(1) 施設警備業	340:巡回警備(1号) 341:施設常駐警備(1号) 342:駐車場整理(1号)	
	(2) 機械警備業		
	(3) その他警備業	343:雑踏警備(2号) 344:交通誘導警備(2号) 345:貴重品等運搬警備(3号) 346:身辺警備(4号)	

(別表2)

大分類	中分類	小分類	取扱品目(業務)
一般サービス業	15 建物設備等保守管理業	(1) 電気設備保守業	305:電気保安管理業務 306:通信設備保守
		(2) 機械設備保守業	307:給排水設備保守 308:空調設備保守 309:冷暖房設備保守 310:衛生設備保守 311:自動ドア保守 312:エレベーター保守 313:エスカレーター保守 314:クレーン設備保守
		(3) 消防設備保守点検業	
		(4) 電話交換業	
		(5) その他建物設備等保守管理業	315:受付案内 316:車両清掃 317:地下タンク保守
	16 廃棄物処理業	(1) 一般廃棄物処理業	318:し尿収集運搬・処分 319:浄化槽清掃・保守点検 320:ごみ収集運搬・処分
		(2) 産業廃棄物処理業	321:産業廃棄物収集運搬・処分 322:特別管理産業廃棄物収集運搬・処分
		(3) その他廃棄物処理業	
	17 医療業、保健衛生サービス業	(1) 検査業	323:臨床検査 324:井戸施設水質検査
		(2) 消毒業	325:電話機消毒
		(3) 医療事務・その他医療業・保健衛生サービス業	326:診療報酬請求 327:診療受付 328:診療情報管理 329:健康診断
	18 給食業	(1) 給食業	
		(2) 食器洗浄業	
	19 専門サービス業	(1) デザイン業	
		(2) 翻訳業	
		(3) 通訳業、通訳案内業	
	20 除雪サービス業	(1) 排雪運搬業	
		(2) 構内除排雪業	
	21 公園街路樹等管理業	(1) 公園街路樹等管理業	
		(2) 庭園等管理業	
	22 上下水道施設等維持管理業	(1) 水道施設維持管理業	330:水道メーター取替等 331:上水道施設清掃等 332:洗管
		(2) 下水道処理施設維持管理業	333:下水道施設運転管理 334:下水道管路施設清掃等 335:下水道メーター検針
	23 その他サービス業	(1) 労働者派遣業	336:イベント保育・託児
(2) 他に分類されないサービス業		337:標本 338:クレジットカード業 347:封入封緘 348:アスベスト測定分析	

## 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入確認書類

必要書類	
<p><b>経営事項審査結果の通知書（写し）</b></p> <p><u>ただし、次の一に該当する者は、保険の種類ごとに下表のいずれかの書類を提出しなければならない。</u></p> <p>(1) 経営事項審査結果の通知書の「雇用保険の加入の有無」若しくは「健康保険及び厚生年金保険の加入の有無」の欄が「無」になっている事業者</p> <p>(2) 「建物清掃業」、「警備業」、「建物設備等保守管理業」のいずれかに申請する事業者で、<u>経営事項審査結果の通知書がない者</u></p>	
保険種類	必要書類
雇用保険	<p><b>1 労働保険料の領収書（写し）</b> 労働局又は労働保険事務組合発行のもの</p>
	<p><b>2 雇用保険適用事業所設置届（事業者控えの写し）</b> ※最近加入した場合</p>
	<p><b>3 加入義務がないことの申出書</b> ※加入義務がない場合</p>
健康保険 及び 厚生年金保険	<p><b>1 年金事務所発行の保険料納入告知額・領収済額通知書（写し）</b> ※全国健康保険協会に加入している場合</p>
	<p><b>2 健康保険組合の保険料の領収書及び 厚生年金保険の領収書（それぞれ写し）</b> ※健康保険組合に加入している場合</p>
	<p><b>3 建設国保加入証明書（原本）及び 厚生年金保険の領収書（写し）</b> ※建設国保組合に加入している場合</p>
	<p><b>4 健康保険・厚生年金保険新規適用届（事業者控えの写し）</b> ※最近加入された場合</p>
	<p><b>5 加入義務がないことの申出書</b> ※加入義務がない場合</p>